選挙運動用自動車運送契約書

　湧水町　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　甲は，乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り，乙はこれを貸し出すものとする。

　車　　種

　登録番号

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は，令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。ただし，投票を行わないこととなったときは，その事由が生じた日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は，　　　　　円（１日当り　　　　　　円）とする。

２　投票を行わないこととなったときは，前項の規定にかかわらず１日当たり　　　　　円に　　　　令和　　年　　月　　日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし，その事由が生じた日が契約期間前であった場合は，この限りでない。なお，契約金額は，消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については，選挙の期日後，乙は同条例の規定に基づき湧水町に対し請求するものとし，甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし，甲の供託物が没収された場合には，契約料は甲が支払うものとする。なお，湧水町に請求する金額が契約金額に満たないときは，甲は，乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは，甲，乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，それぞれの１通を所持する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

選挙運動用自動車賃貸借契約書

　湧水町　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

○○○　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　甲は，乙の所有する下記の自動車を賃貸し，乙はこれを賃貸すものとする。

　車　　種

　登録番号

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は，令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

ただし，投票を行わないこととなったときは，その事由が生じた日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は，１日当り　　　　　　円とし，この額に前条の期間中の選挙運動用自動車として賃貸した日数を乗じて得た金額とする。

２　投票を行わないこととなったときは，前項の規定にかかわらず１日当たり　　　　　円に　　　　令和　　年　　月　　日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし，その事由が生じた日が契約期間前であった場合は，この限りでない。なお，契約金額は，消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については，選挙の期日後，乙は同条例の規定に基づき湧水町に対し請求するものとし，甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし，甲の供託物が没収された場合には，契約料は甲が支払うものとする。なお，湧水町に請求する金額が契約金額に満たないときは，甲は，乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは，甲，乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，それぞれの１通を所持する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

選挙運動用自動車の燃料供給契約書

　湧水町　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

○○○　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は，その所有する自動車燃料を甲に売り渡し，甲は下記の自動車の燃料としてこれを買い受けるものとする。

　車　　種

　登録番号

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は，令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

ただし，投票を行わないこととなったときは，その事由が生じた日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は，単価１ℓ当たり　　　　　円とし，前条の契約の期間中の選挙運動用自動車への燃料の供給総量に単価を乗じた金額とする。

２　投票を行わないこととなったときは，前項の規定にかかわらず単価１ℓ当たり　　　　　円に　　　　令和　　年　　月　　日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし，その事由が生じた日が契約期間前であった場合は，この限りでない。なお，契約金額は，消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については，選挙の期日後，乙は同条例の規定に基づき湧水町に対し請求するものとし，甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし，甲の供託物が没収された場合には，契約料は甲が支払うものとする。なお，湧水町に請求する金額が契約金額に満たないときは，甲は，乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは，甲，乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，それぞれの１通を所持する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

　湧水町　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

○○○　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は，甲の指定する下記の選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。

　車　　種

　登録番号

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は，令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

ただし，投票を行わないこととなったときは，その事由が生じた日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は，１日当たり　　　　　　円とし，この額に前条の期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

２　投票を行わないこととなったときは，前項の規定にかかわらず１日当たり　　　　　円に　　　　令和　　年　　月　　日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし，その事由が生じた日が契約期間前であった場合は，この限りでない。なお，契約金額は，消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については，選挙の期日後，乙は同条例の規定に基づき湧水町に対し請求するものとし，甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし，甲の供託物が没収された場合には，契約料は甲が支払うものとする。なお，湧水町に請求する金額が契約金額に満たないときは，甲は，乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは，甲，乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，それぞれの１通を所持する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

選挙運動用ビラ作成契約書

　湧水町　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

○○○　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は，甲の指定する下記の選挙運動用ビラを作成印刷し，甲はこれを買い受けるものとする。

　品　名　　公職選挙法第１４２条の規定による選挙運動用ビラ

　規　格　　　　　ｃｍ×　　　　㎝

　数　量　　　　　　　　　　　　枚

　（納入期限）

第２条　乙は，令和　　年　　月　　日までに，甲の指定する場所に前条の選挙運動用ビラを納入するものとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は，　　　　　　円（１枚当たりの単価　　　　円）とする。

　なお，契約金額は，消費税を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については，選挙の期日後，乙は同条例の規定に基づき湧水町に対し請求するものとし，甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし，甲の供託物が没収された場合には，契約料は甲が支払うものとする。なお，湧水町に請求する金額が契約金額に満たないときは，甲は，乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは，甲，乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，それぞれの１通を所持する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

選挙運動用ポスター作成契約書

　湧水町　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

○○○　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は，甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し，甲はこれを買い受けるものとする。

　品　名　　公職選挙法第１４３条の規定による選挙運動用ポスター

　規　格　　　　　ｃｍ×　　　　㎝

　数　量　　　　　　　　　　　　枚

　（納入期限）

第２条　乙は，令和　　年　　月　　日までに，甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は，　　　　　　円（１枚当たりの単価　　　　円）とする。

　なお，契約金額は，消費税を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については，選挙の期日後，乙は同条例の規定に基づき湧水町に対し請求するものとし，甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし，甲の供託物が没収された場合には，契約料は甲が支払うものとする。なお，湧水町に請求する金額が契約金額に満たないときは，甲は，乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは，甲，乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，それぞれの１通を所持する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙